

令和8年3月9日

会 員 各 位  
(GHG 登録希望事業者様)

(一社) 愛知県木材組合連合会  
会 長 西 垣 洋 一

### 木質バイオマス発電における GHG 登録のご案内

発電利用に供する木質バイオマスについては、林野庁の「木質バイオマス証明ガイドライン」(平成24年6月制定)に基づき、各事業者が間伐材等の由来を証明していますが、令和7年4月の改正により「GHG 関連情報」に関する事項(※)が追加されました。

これにより(一社)愛知県木材組合連合会では「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を改訂し GHG 登録に取り組む事と致しました。

つきましては、GHG 対応発電所等に木質バイオマスを納品する事業者をはじめ GHG 関連情報の提供が必要な事業者におかれましては、GHG 登録を行っていただきますようお願いいたします。なお、既にバイオマス登録されている事業者におかれましては GHG 登録への移行をご検討ください。

登録に必要な様式は追って HP 等でご案内予定です。

なお、GHG 登録の際には新規及び移行時の現地確認が必須となっておりますので申し添えます。

担当 業務課 荒木 電話 052-331-9386 FAX 052-322-3376  
E-mail [s-lovewood@aimokuren.com](mailto:s-lovewood@aimokuren.com)

#### <GHG 導入の背景>

2022年4月 : 経済産業省のバイオマス持続可能性ワーキンググループがライフサイクル GHG を算定し、火力発電所に比べて 70%削減することとした。

対象事業者 : 令和4年度以降に FIT/FIP 認定を受けた 1,000kw 以上、もしくは令和3年度までの認定で燃料計画に変更認定を受ける 1,000kw 以上の発電案件。

GHG 関連情報 : 原材料区分、トラック最大積載量、輸送距離等。(※)

(参考)

(林野庁 HP より)

### 木質バイオマス発電に係るライフサイクルGHGとは

- 木質バイオマス発電のライフサイクルGHGとは、バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）の総量。
- 発電した電力量当たりのCO2換算量（g-CO2eq/MJ電力）で表す。
- 簡便な計算に使える、工程ごとのGHG排出量の既定値<sup>※1</sup>を資源エネルギー庁が設定済み。Q&A 答5・6

林業機械やトラック、破砕機の稼働等(軽油・電力等を使用)によるGHGの排出      燃焼によるCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oの排出

① 原料収集 → ② 原料輸送 → ③ チップ加工 → ④ チップ輸送 → ⑤ 発電

※1 FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saene/kaitori/d/fit\\_2017/legal/lifecycloGHG\\_bio.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/d/fit_2017/legal/lifecycloGHG_bio.pdf)

6